

栃木県民ゴルフ場

ゴルフ場利用約款

グレイズ・インターナショナル株式会社が管理運営する「栃木県民ゴルフ場」のコース、クラブハウス、乗用カート等のゴルフ場施設（以下、ゴルフ場という）をご利用のお客様は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

■利用契約の成立

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて本約款を確認の上、所定の署名簿にご本人が署名、または楽天GORAアプリより利用の申込みをしてください。それにより当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

■利用の申込

第2条 当ゴルフ場をご利用されるときは、原則として2か月前から前日までの間に予約者（複数の場合はその氏名と責任ある代表者）、予約日及びスタート希望時間を明示して、電話、WEB予約による予約が必要です。ただし、次の場合には、予約申し込みの受付をお断りします。

- 1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 2) 天災、悪天候、事故その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- 3) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に所属していると認められるとき。
- 4) 申込者が集団、または常習として暴力的行為を行うおそれがある者と認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。
- 5) 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。

■利用の拒絶

第3条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りいたします。

- 1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 2) 天災、事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- 3) 利用者が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
- 4) 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- 5) 利用者が集団、または常習として暴力的行為を行うおそれがある者と認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。
- 6) 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。
- 7) 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
- 8) その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用させることが好ましくない事由があるとき。

■利用継続の拒絶

第4条 当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りいたします。

- 1) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 2) 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができなくなり判断されるとき。
- 3) 施設の利用開始後、第3条に該当することが判明したとき。
- 4) 技術未熟及びマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- 5) その他本契約に違反したとき。

■休場日、開場時間、スタート時間

第5条 当ゴルフ場の休場日と開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定めるところによります。

■利用料金の支払い

第6条 料金の支払いは、現金またはゴルフ場が認めたクレジットカードによりフロントにて行っていただきます。

■金銭その他貴重品

第7条 金銭その他貴重品については、備え付けの貴重品ロッカーをご利用ください。または、所定封筒に記名封印の上、フロントにお預けください。

- 1) 貴重品ロッカーご使用に際しては「貴重品ロッカー使用方法」を確認の上ご使用ください。
- 2) 所定封筒によりフロントにお預けの場合、お預け品は預り証のご持参の方に対して、預り証と引き換えにお渡しいたします。この場合は、当ゴルフ場のお預り品に対する責任は免責されたこととなります。
- 3) 第2項の方法にてお預り品を受領された方は、その場で必ず記名封印をご確認の上、開封してください。
- 4) 第2項の預り証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。なお、届け出の前に第三者が既に預り証によりお預り品を引き換えた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

■携帯品、自動車

第8条 携帯品及び場所を提供している駐車場（進入路を含む場内全域）内での車両事故や盗難、損傷については、当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

■ロッカーの使用・鍵

第9条 ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないでください。ロッカー内の金銭その他の貴重品の盗難については当ゴルフ場では責任を負いません。また、ロッカーの鍵はゴルフ場でお預りいたしますので、ご自身でお帰りにまで保管（携帯）してください。ロッカーの鍵紛失の場合は直ちに届け出てください。

■宅急便の事故

第10条 宅急便については物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はあくまで当事者を行行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

■乗用ゴルフカートの利用

第11条 1) 乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運転を遵守し、プレー目的以外の使用はお断りします。運転は自動車の運転免許証を有する者のみとします。

- 2) 酔酩その他の事由により、正常な運転が困難な方は運転できません。
- 3) 乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場が定める場所以外の通行を禁止します。
- 4) 利用者は、乗用ゴルフカートに故障等がある場合、またはそのおそれがある場合、速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出ください。
- 5) お客様の故意または過失を起因とする事故については一切の責任を負いません。またこの場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

■危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

第12条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

■ティーイング・グラウンドにおける素振り

第13条 素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさないでください。特に、打者以外のプレーヤーはみだりにティーイング・グラウンドに立ち入らないでください。

■前方組への打ち込み禁止

第14条 前方組に対して、後続組のプレーヤーは、自己の飛距離を自分で判断し安全確認の上、前方組に絶対に打ち込まないように打球してください。

■打者の前方に出ないこと

第15条 同伴プレーヤーは打球の前方には絶対に出ないでください。また、他のプレーヤーの打球に十分注意して、危険回避してください。

■プレーヤー同士の事故

第16条 プレーヤーの打球、素振り、その他の行為により生じたプレーヤー同士の事故については、プレーヤー間において解決していただくものとし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

■隣接ホールへの打ち込み

第17条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球してください。万一、打ち込んだ場合はそのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分注意して打球してください。

■避難

第18条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまで安全な場所に避難してください。

■ホールアウト後の退去

第19条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んでください。

■プレー進行

第20条 プレーの進行については特に注意して、前の組と1ホール以上の間隔を開けないようにしてください。ボール探しは3分以内をお願いします。

■雷鳴が近づいた場合

第21条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、避難所等安全と思われる場所に避難してください。

■プレー開始前、終了後のクラブの確認

第22条 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認してください。利用者がプレーを終了した場合は、クラブ及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷、取壊等について、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

■火気使用の禁止

第23条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃えがらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

■違反の場合の責任

第24条 本利用約款に違反して、第三者にあるいは自らに死亡・障害・盗難等の事故が発生しても当ゴルフ場は緊急の手配や手当をする以外には、損害賠償等は一切責任を負いません。

■施設に損害を与えた場合

第25条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

■ゴルフ場内への持込品禁止

第26条 ゴルフ場内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- 1) 動物ペット類
- 2) 悪臭を放つもの
- 3) 鉄砲刀剣類
- 4) 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- 5) 騒音を発するもの
- 6) ゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの
- 7) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれがあるもの

■行為の禁止

第27条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- 1) 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- 2) 物品販売、宣伝広告等の行為。（特に許可する場合は除く）
- 3) 他人に迷惑を及ぼし、または、不快感を与える行為。
- 4) 利用者以外（含ギャラリー）のコース内の立ち入り。（特に許可した場合は除く）
- 5) なお、特に許可した場合であっても、利用者以外（含ギャラリー）が傷病等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- 6) カメラ、ビデオ等による撮影、録音等の行為。（特に許可する場合は除く）

■個人情報の取扱

第28条 当ゴルフ場は、ご予約時点に入手した個人情報と、プレー当日署名簿にご記入いただいたプレーヤーの個人情報を、当ゴルフ場のセキュリティポリシーに則り、安全管理いたします。

以上

グレイズ・インターナショナル株式会社
令和6年4月1日改訂